375.9
In15
資料室

30046
教科書文庫
3
110
41-1902
20000
17287

375.9
I115
資料室

明治三十五年三月十二日
文部省檢定濟
中學校修身科教科書

文學博士 井上圓了撰

中等修身書

東京 株式會社 集英堂

大學圖書
教
17287
山口

中等修身書卷之五目次

第一 總論篇
第一課 倫理 一
第二課 良心 二
第三課 行爲 四
第四課 義務 五
第五課 德性 七
第六課 規律 八
第二 倫理篇
第七課 理論 十一
第八課 實際 十三
第九課 目的 十四
第十課 標準 十四
第三 良心篇
第十一課 天賦 十五
第十二課 經驗 十七
第十三課 習慣 十九
第十四課 遺傳 二十
第十五課 教育 二十二
第四 行爲篇
第十六課 體慾 二十四
第十七課 惰智 二十五

横浜大学図書之印

目次

第十八課　動機……二十七
第十九課　意志……二十八
第二十課　舉動……三十
第五　義務篇
第二十一課　個人的……三十二
第二十二課　社會的……三十三
第六　德性篇
第二十三課　節制……三十六
第二十四課　從順……三十八
第二十五課　勇氣……三十九
第二十六課　智慮……四十一
第二十七課　仁愛……四十二
第二十八課　正義……四十四
第二十九課　誠實……四十五
第三十課　崇敬……四十五
第七　規律篇
第三十一課　法律的……四十七
第三十二課　社會的……四十八
第三十三課　自然的……五十
第三十四課　心理的……五十一
第三十五課　歸結……五十三

中等修身書卷之五

文學博士　井上圓了撰

第一　總論篇

第一課　倫理

人の履行すべき道

人の此世にあるや、必ず平常履行すべき道なかるべからず。而して其道たるや、人の人たる所以にして、其禽獸と異なる所以なり。之を名つけて倫理といふ。倫理即ち「エシクス」は、善惡の標準道德の規則を論定して、人の行爲舉動を命令する學問を云ふ。

東京哲學會社集英堂

倫理學の解

古への道學と云へるものは、多く假想の學なり。故に仁義禮智を以て人道を定むるも、如何なる理由ありて、仁義は人道なるかを究めず、天然のものと思意せり。倫理學は斯の如き空想のものにあらずして、必ず善惡を標準とし、善惡の其性質原理を論究して、之を人間の行爲に應用實行するにあり。

學の解

凡そ學とは、順序を正し、組織を立てて、事物の道理を研究するものを云ふ。今倫理學は、人の行爲の善惡に就きて、順序組織を立てて論ずるものなれば、之を學と稱するなり。

善惡の問題

人の行爲に、善惡の別ありとすれば、其善は何ぞ、其惡は何ぞ、善惡の本は何れに發し、善惡の別は何れに存するか等の問題は、必ず起るべし。此問題を解かんは、一朝一夕の能くする所にあらざれば、唯此に善も惡も、吾人の本心、即ち良心の定むる所と言はんのみ。是に於て、良心の事を論ぜざるべからず。

課題

平常履行すべき道　道德或は倫理の解　倫理學の解

倫理學と關する所以　善惡の問題

第二課　良心

道德の本心の解

良心とは何ぞや、吾人の生れながら有する所の道德の本心なり。故に之を天賦の良心と名く。蓋し吾人の生れながら善を善とし、惡を惡とし、惡を避けて、善に就かんと欲するが如きは、皆此天賦の良心の存するによる。

天賦の良心

良心の天賦なる所以

良心の天賦なる所以は、吾人生れてより自ら學ばず、又人より教へられずして、自然によく是非善惡を辨別し得る一例に就きて知るを得べし。世に惡人多しとも、其本心必ず惡を好みて之を爲すにあらず。種々の欲情、妄念、相起り、自ら之を制することの能はずして、遂に惡事を犯すに至る。故に一時の後、己れの本心に顧みて、惡の惡たるを知らば、多少悔悟の情を動さざるはなし。是れ惡人にも、良心の存する所以なり。

欲情妄念と良心との關係

人皆良心ありと雖も、平常其力微にして、其光明かならざるは、時に欲情妄念ありて、良心の光明を隱すことあればなり。是れ猶ほ、鏡面に塵埃を被りて、其明を掩へるが如く、月面に雲烟を鎖して、其光を遮ぎるが如し。故に是れ決して良心の存せざるにあらず、又滅したるにあらざるなり。是を以て、吾人

株式會社縣英堂

良心論は倫理の一部に過ぎず

は常に惡念を排して、良心の光を顯さんことを勉めざるべからず。

良心の有無は、道德の本心の、吾人に存する所以を示すに過ぎず。故に是れ唯倫理の一部分のみ。而して倫理學の專ら論ずる所は、其本心の爲に發したる行爲の如何にあり。故に更に行爲に就きて、其何たるを知らざるべからず。

課題

道德の本心の解　良心の天賦なる所以　悔悟の情の動く所以　懦情妄念と良心との關係　良心の有無は

倫理の一部に過ぎず

第三課　行爲

行爲の義解

行爲とは、通常用ふる所の語たる作用、若くは擧動の義と同じからず。作用の語は、廣く無機物の上にも適用し、物理作用、化學作用等と稱すれども、行爲は然らず。又擧動の語は、一切の動物に發現する運動を云へども、行爲は然らず。又縱令人類にても、瞑眠中に、自ら覺えずして手足を動かし、言語を發することありとも、猶ほ之を稱して行爲とは言ひ難し。而して行爲とは、一定の目的ありて、之に適合せ

株式會社集英堂

んと欲して現ずる作用、若くは擧動なり。故に人類が、一定の目的に向ひて、擧動を示すは、ずべて之を行爲と云ふ。

行爲の類別

吾人の行爲は、種々の方向を取るものなれば、之を類別すること、甚だ容易ならずと雖も、其目的に就て、之を分たば、利己的と利他的との二種となすを得べし。利己的行爲は、其目的己れを利せんとするにありて、利他的行爲は、他を利せんとするにあり。而して今日我等の善行と稱するものは、利他的行爲、若くは己れを利すると同時に、他を利する行爲を云ひ、惡行とは利己的行爲にして、己れのみ利して、他を利せず、若くは他を害するものを云ふ。

行爲の善惡の考定

人の行爲に就きて、如何なるものは善に、如何なるものは惡なるかを、考定するは、正しく倫理學の問題なれども、是れ其理論に屬する問題なり。若し行爲の實際に涉りて論ずるときは、人々相互の義務を知らざるべからず。是に於て道德上の義務論起る。故に先づ義務の性質を解說せざるべからず。

課題

作用及び擧動の字解　行爲の定義　行爲の類別　善

第四課　義務

良心と義務との關係

行爲の善惡を判別し、且つ之を規制するは、全く吾人の良心より發するものにして、良心は善行に對しては、之を爲すべしと命令し、惡行に對しては、爲すべからずと禁止す。是に於て、道德上の義務てふものの起る。其所謂義務とは、吾人の實行せざるを得ざる自然の本分にして、或る行爲に對しては、爲さざるべからざる關係を生じ、他の行爲に對しては、爲すべからざる關係を生ずるを云ふ。前者は、積極的、即ち奬勵的義務にして、後者は消極的、即ち制止的義務なり。例へば、親に孝を盡くすは、爲さざるべからざるものなれば、奬勵的義務にして、他人を虐待するは、爲すべからざることなれば、制止的義務なり。

奬勵的義務

制止的義務

凡そ義務には、政治上の義務と、道德上の義務との二樣あり。道德上の義務は、單に良心の命令、若くは禁止によりて、成立すれども、政治上の義務は、外部の制裁によりて、成立する別あり。元來政治も道德も、同じく人の行爲に關係するものなれば、二者の

道德上の義務

政治上の義務

間に、相一致する點尠からざれども、又大に異なる所あり。道德は善惡の行爲の、未だ外に發せずとも、心中苟も惡意を胚胎するものは、其罪を問ひ、政治は、惡事の外に發するにあらざれば、之を懲罰せず、且つ政治は、強力強制を用ふれども、道德は之を用ひざる等の別あり。隨ひて兩者の義務に、異同あるを知るべし。

課題

良心と義務との關係　良心の義解　奬勵的義務と制止的義務との別　道德上の義務と政治上の義務との別

德の解釋

德と義務との關係

德行の解

第五課　德性

道德上の、義務に關したる語に、德性と稱するものあり。通常之を單に德と云ふ。德とは人心中の善を行はんとする一種の資性にして、義務を全うすべき性質を云ふ。而して二者の別は、德は人の性に關し、義務は人の行に關するにあり。換言すれば、心內の性質と、心外の關係との別あり。故に外に對して、道德上の義務あるを知らば、內に顧みて、其義務を履行し得べき德性あるを知るべし。德性によりて發示せられたる行爲は、之を德行と云ふ。即ち德行

不德の解

は、義務を履行したるものなり。此德性に反するものを不德と云ふ。不德の實行は、惡行なり。此德と不德との起原に就きては、古來種々の異說あれども、

德性の本源

德性は天賦の良心に本き、道德上の經驗の、之に加はりて生じたるものなるや疑を容れず。斯くして、德性の本源は、良心なるを知るとも、獨り之を自然の發達に任じて、毫も外より養成する方法を用ひざるときは、到底良心を開發して、德性を完成すること、難し。

德性修養の方法

故に吾人は、教育の力によりて、良心を發育し、併せて德性を涵養することを勉めざるべからず。又、吾人の日夜經驗接觸する所の、萬般の出來事は、皆大に德性涵養に力あり。平常の習慣も、亦大に其發達を助くるものとす。之に反して、不德惡行は、多く劣等の感情、若くは體慾、欲望等より起れども、經驗、習慣、亦與りて力ありとす。

課題

德の解釋　德と義務との別　德行の解　不德の解

德性の本源　教育經驗習慣と德性との關係

第六課　規律

倫理的規律の解

倫理は、人の行爲に就きて、善を奬勵し、惡を制止す

倫理的賞罰の解

るものなれば、必ず其行爲を規定する所の法則をかるべからず。之を倫理的規律、即ち道德律と云ふ。又此規律を守り、或は之を犯すときは、其行爲に相當する賞罰をかるべからず、之を倫理的賞罰と云ふ。

四種の規律

凡そ規律に四種あり。其一は自然律、其二は宗教律、其三は政治律、其四は道德律是なり。自然律とは、天地萬物の法則にして、其法則たるや、吾人の決して抗すべからず、破るべからざるものなり。宗教律とは、宗教上に立つる所の法則にして、天神の命令に

道德律の獨立

從ふものは神惠あり、之に背くものは神罰ありと唱ふる類是なり。政治律とは、國家の主權によりて定められたる法律にして、之を犯すものは強力を以て懲罰するものなり。道德律とは、以上の諸律と其性質を異にし、專ら良心の命令に本きて、行爲の善惡を制裁するものなり。故に其賞罰法も、宗教律や政治律とは、大に異にして、社會及び良心の自然の制裁に任ずるのみ。

道德律は、古來宗教律及び政治律と混同して、殆んど相別つべからざる有樣なりしかども、近來漸く

黄金世界の情態

他の諸律を離れて、獨立するに至れり。然れども政治律とは、一致する點多ければ、今日にありても、二者互に相助くるをよしとす。若し他日、人皆道德律の存するを知りて、よく之を遵奉するに至らば、世の所謂黄金世界となりて、政治律も宗教律も、全く無用に歸すべし。故に我等は、今より益道德の擴張を圖りて、黄金世界の、一日も早く來らんことを望まざるべからず。

課題

倫理的規律の解　倫理的賞罰の解　四種の規律

道德律の獨立　黄金世界の情態

特殊の道德

第二　倫理篇

第七課　理論

抑、人倫道德の原理は、世の古今と國の内外とを問はず、常に一定して二致をしと雖も、之を社會國家の上に適用して、可否得失を論ずるときは、風俗習慣、政治國體等の諸事情に應じて、特殊の道德を生ずべし。恰も同一種の草木が、地味氣候の異なるに從ひ、其形狀を異にするが如し。而して其特殊の道德中に、一貫の理法の貫通して存するあれば、之を

倫理學の理論

研究して、其原理原則を定むるもの、之を倫理學中の、理論に屬する部分とし、原理原則を、自己及び他人の行爲、擧動の上に應用して、人々相互の關係義務を指示し、或は其世と國との事情に應じて生ずる、變化異同を講究するもの、之を倫理學中の應用に屬する部分とするなり。

倫理學中の應用

前者は理論を主とし、後者は實際を主とす。故に通常、其理論の方を、理論的倫理學、或は單に倫理學と稱し、實際の方を、實際的倫理學、或は、修身學と稱して、區別を立つれども、其實判然たる分界を定むること能はざるなり。

理論的倫理學の問題

理論的倫理學にありては、或は人生の目的を論し、或は善惡の標準を論じ、或は良心の起原、意志の自由等を論じて、科學的に、道德の原理を證明するを以て、倫理の理論を明かにするを得れども、倫理の目的は、もと實際の應用を主とするものなれば、實際的倫理學の講究には、却て重きを置かざるべからず。殊に小學及び中學教育には、專ら實際的倫理學を授くるを要するなり。

倫理の目的

課題

特殊の道德　倫理學中理論に屬する部分　應用に屬

第八課　實際

實際的倫理學

實際的倫理學は、倫理の原理を世間に應用し、身を修め家を齊へ、人に交はり、世に處する道を講じ、親に對しては孝を盡くし、君に對しては忠を盡くし、兄弟には悌を以て相交はり、夫婦には和を以て相親しみ、廣く他人を愛し、尊長を敬し、社會を利し、國家を護する所以を示すものなり。

知行合一

以上の道理を講じ、且つ其方法を示すは、倫理學若

實踐躬行の本旨

くは修身學なれども、之を其心に知るのみにて、其身に行はざれば、倫理の研究も、全く徒勞に屬す。故に一方に、其道德を知ると同時に、他方に之を行はざるべからず。是れ所謂知行合一なり。

此の如く、道德は實踐躬行を本とするは、其歸する所、我等人類の本分を盡くし、幸福を全うするに外ならず。苟も人類となりて、生を稟くる以上は、必ず禽獸と異なる所なかるべからず。且つ人には、天賦の良心ありて、我等をして、自然に惡を避けて善に從はしむる以上は、其身に道德を履行するにあら

道德の目的

ざれば、人類の本分を盡くせりと云ふべからず。其他吾人は、萬有自然の道理に考ふるも、一たび天地間に生存する以上は、身命を保全する義務あり。又社會の間に長育する以上は、公衆を利益する義務あり。故に吾人は、良心の命ずる所に從ひて、人類の人類たる本分を盡くし、自己及び社會の福祉を完うするは、實に道德の目的とする所なり。是に於て、目的を論ずる必要起る。

課題

實際的倫理學の說明　知行合一　實踐躬行の本旨

人生究竟の目的

幸福論の主義

非幸福論の主義

道德の目的

第九課　目的

道德の目的は、即ち我等人類の目的にして、人生究竟の目的是なり。然るに、理論的倫理學にありては、其究竟の目的を論究して、我等に示すものなれども、學者の論多岐に分れて、未だ一定の說あるを見ず。而して其論は、要するに幸福論と非幸福論との二種に歸す。幸福論者は、經驗上の事實に本きて、幸福は人生の目的なりと論定す。即ち功利學派等の唱ふる所是なり。之に反して、非幸福論者は、吾人に

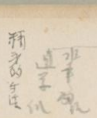

直覺力の解

先天の道德心ありて、幸福の有無に關せず、結果の利害を問はず、吾人を命令して、其本分を全うせしむ。故に此命令に從へば、人間の目的を全うするを得と云ふ。是れ直覺學派の唱ふる所なり。直覺學派とは、吾人が人間の目的を知り、道德の善惡を判するが如きは、別に經驗や工夫を要せず、生來固有の能力によりて、直に覺了するものなりと、立つるを以て其名あり。而して其能力を直覺力と云ふ。故に直覺學派は、人生の目的は、幸福にあらずして、吾人に備れる德を全うするにありとす。

福德圓滿は人生の目的

若し實際上之を觀るに、功利學派等は、德行の結果に就きて、幸福を目的とし、直覺學派は、德行の原因に就きて、德を目的とすれども、完全の德は、必ず幸福の之に伴ふあり。高等の幸福は、必ず德を完うせざるを得ず。是に由て之を觀るに、吾人は德と幸福とを完備するを以て目的とすべし。換言すれば、福德圓滿は、實に人生の目的なり。

課題

人生究竟の目的　幸福論の主義　非幸福論の主義

直覺力の解　福德圓滿の說明

第十課　標準

標準の義解

人生の目的に關ぎて起る問題は、善惡の標準なり。標準とは、すべて事物を測定し、若くは評價する基礎となるものを云ひ、長短を測るに、尺度あり、寒暖を驗するに、寒暖計あるが如し。今行爲の善惡を判定するにも、其基礎となるものなかるべからず、之を此に善惡の標準と云ふ。其標準に合するものを善とし、合せざるものを惡とするなり。

善惡の標準

標準論の異說

善惡の標準を定むるにも、種々異說ありて、之を一定すること難しと雖も、要するに、經驗派の說と、非經驗派の說との二種に歸す。而して經驗派は、經驗上の事實に考へて標準を定む。例へば功利學派の云ふが如く、社會一般の利益を標準と立つるの類是なり。是れ皆道德上の行爲の結果に考へて、立つる所の標準なり。之に反して、非經驗派、即ち先天派は、多く良心或は道理を以て標準とす。即ち善惡は、良心の命令に從ふと、從はざるとによりて、別ると云ひ、或は之を判定するは、吾人の道理力によると云ふが如く、行爲の原因によりて判定するもの是なり。然れども、此の如きは、理論上の爭のみ、吾人

經驗派の說

非經驗派の說

株式會社集英堂

實際上の善惡

若し實際上、善を判定せんと欲せば、一は己れの良心に鑑み、一は社會の實効に考へ、良心及び社會に滿足を與ふべき行爲を擇んで、之を其身に行はば、世の所謂善人となるを得るは疑なし。

課題

標準の字解　善惡標準の解釋　標準論の異說　經驗派の說　非經驗派の說　實際上の善惡の判定

第三　良心篇

第十一課　天賦

良心の本源

凡そ倫理の根本となり、善惡の基礎となるものは、良心なれば、之を道德の本心とす。而して其心は、何れより生じたりやは、倫理學上の一問題にして、或は之を天賦の能力とし、或は之を經驗の結果とする兩說あれども、今日の我等に於ては、生れながら其心の存するは、疑ふべからざる事實なり。故に之を天賦と定めて不可なかるべし。

良心の天賦なる所以

今其天賦なる所以を考ふるに、生れながら道德の教育を受けず、常に惡人の中に長ずとも、尚ほ善惡を辨別する力を有し、極惡重罪のものも、尚ほ悔悟の情あるは、生來良心の存するによると云ふより

良心の琢磨

外をし。孟子に所謂「惻隱の心は、人皆之れあり」と云へるが如く、博愛同憐の情は、誰人も之を有す。若し之を有せざる〻ては、何を以て人類と禽獸とを別たんや。

斯くして、人は生來必ず良心を有すとも、教育によりて、之を養成せざるときは、其力を展開發舒すること難し。古語に所謂「玉磨かざれば光りなし」との道理なり。良心は玉の如く、欲念妄情は泥土の如し。吾人の天賦の良心は、欲念妄情の泥土中に埋沒して存するを以て、其光を發することを得ざれども、教育經驗によりて、外より琢磨するに隨ひて、本來の光を發現するに至る。故に我等人類は、天賦の良心を磨きて、德性を養ひ、以て人の人たる道を完うすることを目的とせざるべからず。

本然論者

課題

良心の本源　良心の天賦なる所以　孟子の語　玉磨かざれば光をしとの道理　天賦の良心を磨くを要す

第十二課　經驗

良心は天賦なりと論ずるもの、之を本然論者と云ふ。之に對して、良心は經驗によりて生じたるもの

経験論者

にして、生來之を有するにあらずと論ずるもの、之を經驗論者と云ふ。經驗論者の說によれば、人の初めて生るるや、其力未だ善惡を辨別すること能はず、且つ唯自利の私情を有するのみ。赤子の親を慕ふが如きは、決して人間の特性にあらず、禽獸皆之を有す。他人を愛し長者を敬する等の德行は、二三歲の小兒の、全く知らざる所なり。然るに、漸く長じて教育に就き、經驗を重ぬるに及び、始めて良心の作用を現し、道德の實行を示すに至る。故に吾人の有する所の良心は、教育經驗の結果なりと云ふ。

良心は經驗以前に存する理由

此經驗說は、全く一理なきにあらずと雖も、若し生來毫も良心の潛在するなく、其作用は悉く經驗の結果となすときは、常に惡人と交り、或は教育を受けざるものの中に、善人の出づる理を解すべからず。且つ我等の經驗中には、善事もあり、惡事もありて、善惡相半すと謂ひて可なり。其中より、自然に惡を去りて善を取り、以て良心を化成するに至ると云ふは、甚だ解し難し。若し果して經驗上、善惡を淘汰するあらば、是れ經驗に先ちて、良心の存するによると云ふより外なし。是に由て之を觀るに、良心

教育經驗の必要

は勿少の時にありては、未だ發達せざれども、我等の心中に胚胎して存するは、決して疑ふべからず。良心は、天賦なりとすとも、其開發は、教育經驗の力を假らざるを得ざれば、吾人は斯る貴重の良心の存するを知り、成るべく善良の經驗と完全の教育とによりて、之を養成發達することを怠るべからず。

課題

本然論者と經驗論者との別　良心は教育經驗の結果を

る證據　經驗のみによりて良心を化成し難き理由

善良の經驗と完全の教育を要す

第十三課　習慣

習慣の影響

凡そ人の善人となり、惡人となるは、教育經驗の適不適によると雖も、習慣の力亦與りて多きに居る。習慣とは、同一の事を再三反覆すれば、自然に一種の性行を習成するに至るを云ふ。故に習慣の力は、よく第二の天性を我等に與ふるものとす。

習慣の種類

習慣には、良習慣あり、惡習慣あり、良習慣は、善性を養成する助となり、惡習慣は、惡性を增長する緣となる。又習慣には、自己の習慣あり、世間の習慣あり。

世間の習慣とは、社會多數の人々の習慣相積んで、一種の風俗をなすものを云ふ。例へば世間多く惡友に交り、惡風に接したる爲に、惡人となりたるものあるが如きは、即ち世間の惡習慣に接するを以てなり。之に反して、永く世間の良習慣に接したるものは、自然に善人となる理なり。而して良習慣に接して、尚ほ惡人となるものあるは、一方に良習慣ありとも、他方に惡習慣の伴ふことあるによるは、亦明かなり。故に我等は、世間の習慣の良否に關せず、成るべく良習慣を、己れに養ふことを勉めざるべからず。

習慣力と年齢との關係

我等の習慣は、善も惡も、年少の時に得たるものを、最も力ありとす。中學就業の時よりは、小學就業の時の習慣を、一層大切なりとす。又小學時期よりは、其以前の家庭にありて、父母の養育を受くる間の時期を、人生中最も習慣力の強きものとす。故に我等は、幼年の時より、成るべく良習慣を養ひて、善性の發育を圖らざるべからず。

連想の解釋

習慣の外に、良心の發育に關係あるものは、心理學の所謂連想なり。連想とは、思想の連合を義とし、吾

人の一舉一動、一言一行ある毎に、必ず之に連合する思想ありて、或は善心を奬び起し、或は惡心を誘ひ來たるを云ふ。是れ又道德作用に關係あるは、辯解を待たずして知るべし。

課題

習慣の影響　習慣の解釋　習慣の種類　年齢と習慣力との關係　連想の解釋

第十四課　遺傳

遺傳論者の說

世に良心は、父祖の遺傳性なりと唱ふる論者あり。其論によれば、人は其體貌を始とし、性質に至るまで、父母若くは祖父母に似たるは、所謂父祖の遺傳にして、良心の生れながら存するも、亦遺傳なりと云ふにあり。而して、良心を天賦とするも、遺傳とするも、今日の吾人が生れながら、自然に之を有すと云ふに至りては一なり。

子孫百世の利益

良心果して子々孫々に遺傳するに於ては、我等は、一層其發達に力を盡くさざるべからず。何んとなれば、我若し其發達を妨げ、若くは其性格を傷くるに於ては、己れ一代の不利不幸なるのみならず、子孫百世に、其害を流すべき理なればなり。猶ほ人の

遺傳說の信ずべき點と信じ難き點

遺傳と教育との關係

病毒を子孫に及ぼすが如し。故に人の親たるものも、子たるものも、子孫百世の爲に己れの良心を開發し、德性を涵養せざるべからず。

遺傳說の信ずべきは、禽獸に良心の開發することなくして、人類にのみあるを見て知るべし。而して其說の信じ難きは、善人の子に惡人あり、惡人の子に善人あるに由る。然れども、人の善人となるも、惡人となるも、遺傳のみの力によるにあらずして、成長の際、種々の教育經驗によるものなれば、善人の子、必ずしも善人となるべき理なく惡人の子、必ずしも惡人となるべき理なし。然れども、善良の遺傳性あるものは、之を化して善人となすは易く、其性なきものは、難きの別あり。之を要するに、人たるものは、己れの身に道德を養ひて、善性を子孫に遺傳すると同時に、其子孫たるものは、成るべく善良完全の教育を受けて、其本性を開發することを務めざるべからず。

課題

遺傳論者の說　子孫百世の利害　遺傳說の信ずべき點と信じ難き點　遺傳と教育とは相待たざるべからず

教育の種類

第十五課　教育

良心は、天賦の本性とするも、經驗の結果とするも、父祖の遺傳とするも、之を養成開發するに、教育を要するは論を待たず。是に於て、教育の方法を知らざるべからず、教育には、家庭教育あり、學校教育あり、又學校教育にも、小學教育あり、中學教育あり。而して人の良心を開發し、德性を涵養するは、中學よりは小學の時を肝要とし、小學よりも、家庭の時を重要とす。故に道德教育は、家庭の時より始めざるべからず。

德育智育と良心との關係

道德の模範

凡そ教育に、智育と德育との二者ありて、良心の開發に、德育の必要なるは言を待たずと雖も、智育も、亦大に良心の發達に關係あり。吾人生來、自然に善惡を辨別するを得るは、良心の天賦なるによれども、此能力を育成するは、全く智育の力に依らざるべからず。故に道德教育にも、智育と德育との二者は、相待ちて離るべからざるものと知るべし。

教育は、家庭教育にせよ、小學教育にせよ、中學教育にせよ、成るべく善良にして、完全なるを要するは勿論、教育者其人の、性情行爲の如何は、大に德性の

涵養に關するものなれば、教育家たるものは、必ず己れの一身を修むるを以て、先とせざるべからず。換言すれば、道德教育は、教師自身の言行を模範として、生徒に示さざるべからず。又、教育を受くるものも、成るべく教師を選んで、之に就かざるべからず。

課題

教育の種類　家庭の時を最も重要となす　德育智育

良心との關係　教師の言行を道德の模範とせざるべからず

第四　行爲篇

第十六課　體慾

善性の本

惡性の本

五官の慾及び

良心は、道德の由て發する本源にして、其行爲の上に現ずるに至りて、德行となり、善人となるなり。然るに人悉く善人となるにあらず、不德あり、惡人あり。已に善性の本は、良心なるを知らば、惡性の本は、何れより生ずるかを知らざるべからず。是れ古來性善性惡論の起りたる所以なり。

惡性の起るは、內外種々の原因事情によると雖も、五官の慾及び體慾は、實に其一なり。目は美色を視

體慾の解

る、の慾あり、耳は美聲を聽くの慾あり、鼻舌身、皆各、其慾あり、之を五官の慾と云ふ。又、身體の組織間に固有せる慾あり、飲食の慾の如き是なり、之を體慾と名く。以上の諸慾は、利己の私情を呼び起す原因となりて、惡心惡行を現示するに至る。

慾の本性及び其抑制の必要

凡そ人は、其自然の性として、己れの生存を持續せんと欲し、爲に五官五體の慾を生ずるに至るものなれば、其慾必ずしも不善なるにあらず。若し人にして、之を缺かば、自然の勢、生存を失ふに至るより外なし。然れども、獨り己れの私情を滿さんと欲して、他人の利害を顧みず、甚しきに至ては、人を害して己れを利せんとするは惡なり。而して世間の惡は、皆是より起る。故に人たるものは、良心の力によりて、五官の慾、及び、體慾を抑制することに注意すべし。

年少者の注意

人は、年少血氣の壯なる時にありては、體慾の力殊に強く、良心の力を以て、之を抑制すること難し。是を以て、人の一身を誤り、品行を破るは、多く年少の時にあり。故に少壯の時は、殊更に良心を鼓舞して、諸慾に克たんことを努めざるべからず。

課題

惡性の本源　五官の慾及び體慾の解　其慾必ずしも不善なるにあらず　世間の惡是より起る　年少の時は一身を誤り易し

第十七課　情智

慾望の解

體慾より一歩を進むれば、慾望となる。體慾は、肉體上の慾にして、慾望は精神上の慾なり。精神上の慾は、或は生存の慾あり、富貴の慾あり、名譽の慾あり、是れ皆體慾より高等なれば、必ずしも惡行の原因となるにあらず。然れども、慾望も極端に走り、或は順序を失し、分限を極るときは、人をして惡路に陷らしむるの原因となるなり。例へば、猥りに名利を貪るが如き是なり。

喜怒愛懼と惡行との關係

體慾慾望の外に、惡心の誘因となるものは、喜怒愛懼の情なり。是れ又必ずしも、惡行の起因となるにあらず、往々善行の起因となることあれども、動もすれば、其極端に走りて、道德の規律を破るに至ることあり。例へば一朝の怒に、多年の恩義を忘るるが如き、一人を偏愛して、他人を憎むが如きの類是なり。之に反して、高等の情の知識を愛し、眞理を愛

高等の情と慾

行との關係

し、國家を愛するが如き、或は正義公道の爲に、大に憤激するが如きは、道德上奬勵すべきものにして、實に德行の基なり。

智力と善惡との關係

智力に至りても、大に善惡の行爲に關係あり。例へば、智者學者は、永遠の利害得失を計りて、事を處すれども、無智不學の輩は、目前一時の利害を見るのみにて、決して、間接の影響如何を知る力をきを以て、悖德違倫の行爲を現ずるに至る。之を要するに、劣等の情智は、高等の情智を以て抑制し、體慾及び慾望の刺戟は、良心の命令を以て、制裁するにあらざれば、善人となることを能はざるべし。論語の所謂克己復禮とは即ち是なり。

課題

慾望の解　極端の慾望　善惡愛憎の情と惡行との關係　高等の情と德行との關係　智力と善惡との關係

第十八課　動機

意志作用の原因

動機の解釋

次に、意志の作用を考ふるに、是れ直接に道德に關する心理作用なれば、先づ其原因たる動機に就きて述べざるべからず。五官の慾、體慾、慾望、及び種々の情智相加りて、其結果、一種の動機を生じ、是より

衝力の善惡

意志作用を現し、之を行爲擧動の上に示して、或は善行、或は惡行の別を見るに至る。故に動機は、意志作用の原因にして、善惡行爲の起源なり。蓋し動機とは、精神をして、或る一方に進衝せしむる原動力にして、之を精神の衝力と名けて可なり。

精神の衝力は、或は我等をして、善の方向に進衝せしむることあり、或は惡の方向に進衝せしむることありて、往々此二者、同時若くは前後に起りて、互に抗排するに至り、暫時猶豫思慮の後、善若くは惡の一方に決行して、善行惡行の別を生ずるを見る。

克己作用

良心鼓舞の必要

斯くして、其抗排の際、善の衝力が惡の衝力を押壓して、勝を制するに至ることあり。即ち克己の作用の如き是なり。克己作用とは、我精神の力を以て、體慾の如き劣等の動機を抑制するを義とす。世の善人と惡人との相別るるは、畢竟するに、克己の如何による。故に克己作用は、道德上最も肝要なるものと知るべし。

すべて、五官の慾、體慾より生ずる動機は、其力強く、良心より發する先天の命令は、其力弱きを常とす。卑劣の輩に至れば、其強弱殊に甚し。故に吾人は教

育訓練の功によりて、良心の力を鼓舞し、以て劣等の諸慾を抑制することに努力せざるべからず。

課題

意志作用の原因　動機の解釋　衝力の善惡　克己作用の說明　教育訓練によりて良心の力を鼓舞するを要す

第十九課　意志

智情意の解

我等の精神作用は、大に分ちて智情意の三種とす。事物の道理を識別するは、智の作用なり、苦樂を感受するは、情の作用なり、行爲を發示するは、意の作用なり。此三者中、意即ち意志の作用は、我精神の外界に對して、發動する所の、すべて目的ある作用に與ふる名稱なれば、道德作用と、最も直接の關係を有するものとす。吾人が、劣等の精神を抑制して、良心の命令及び道德の規律に從はしむるが如きは、皆意志作用なり。例へば克己作用の如きは、意志作用の一種に屬す。

意志作用と道德との關係

意志作用は、自由なりや否は、古來學者間の一大問題なり。意志は、自由獨立に、決斷撰擇する性を有するもの、之を自由論と云ひ、意志は內外種々の

自由意志論

必然論

意志の自裁自斷の力

原因事情によりて、作用を起すとするもの、之を必然論と云ふ。其論各〻一理なきにあらざれども、獨り一方を取りて、他を排するが如きは、蓋し正論にあらず。而して意志は、必然の内に、自ら自由の性を有し、自由の中に、自ら必然の性を帶ぶるが如し。今其論の可否は、且く之を措き、實際上之を觀るに、意志は外界より引き起す所の、劣等の動機に對して、自由に制裁し、自由に撰擇する力を有し、善惡二種の刺戟の同時に起るに當り、隨意に惡を去りて、善に就くことを得る力を有するは明かなり。之を意志の自裁自斷の力とす。故に吾人は、其自裁自斷の力によりて、惡を捨てて善を取らざるを得ざる義務を有す。然るに、若し之に反し、善を捨てて惡を取るに至らば、其責は吾人の上にあることを知らざるべからず。

課題

智情意の解　意志作用と道德との關係　自由意志論

必然論の說明　意志の自裁自斷の力

道德上の行爲

第二十課　擧動

内外の感覺慾望等が、相合して動機を生じ、動機より

り意志を起し、意志より舉動を示す。而して其舉動に、善惡の別あるもの、之を道德上の行爲と云ふ。すべて意志は、外界に向て發動せんとする精神の狀態に名けたるものなれども、已に外界に、其舉動を現したる場合と、未だ現ぜざる場合とあり。而して道德は、未だ外界に善惡の舉動を示さずとも、其心中已に惡意を胚胎するときは、之を道德上の罪人とす。是れ道德と法律との相異なる一點なり。

道德上の罪人

道德上の行爲の三種

吾人の道德上の舉動、即ち行爲には、利己と利他、若くは自利利他兼行あり。而して道德上にては、一般に自利を惡とし、利他を善とす。古來學者間に、自利說を唱ふるものなきにあらざれども、唯其見る所の起點を異にするのみにて、利他の行爲を惡とすにあらず。換言すれば、利他は自利の範圍の大なるものとするのみ。故に之を自利說に考ふるも、利他說に徵するも、現今の社會にありて、社會公衆の利益幸福を計らざるべからずとするに至りては、各家皆一致する所なり。今之を實際に考ふるに、已に吾人の目的は、生存を保全し、福利を增進するにある以上は、自己一人の利益のみを計りて、社會公

自利說

社會公衆の利益幸福を計るべし

衆の利益を顧みざるときは、其目的を達し難し。故に自己一人を利せんとするには、先づ社會一般を利せざるべからず。自利私慾は、一時己れに利あるが如くなれども、其實己れの不利なり。故に吾人は、進んで社會公衆の利益幸福を圖り、以て各自の福利を増進することを務めざるべからず。

課題

道德上の行爲の解　道德上の罪人　道德上の行爲の三體　自利論者の所見　社會一般の利益を計らざるべからず

第五　義務篇

第二十一課　個人的

道德上の義務

己に吾人は、自由に善惡を取捨撰擇する力を有するを以て、道德上の責任あることを知ると同時に、吾人の盡くさざるを得ざる義務あることを知るべし。例へば吾人の目的は、生存を保全するにありとすれば、吾人は生存を保全せざるを得ざる義務を生じ、又其目的は、社會の福利を増進するにありとすれば、之を増進せざるべからざる義務を生ずるが如し。而して其義務の由て起る本源は、政治上

義務の由て起

る本源

の義務と異にして、良心中より發する先天の命令に本づく。故に我等は、人類の天性として、盡くさざるを得ざる義務を有すること明かなり。若し之を盡くさざるに於ては、人類の人類たる本分を缺くものと謂はざるべからず。

義務の種別

個人的義務の種類

義務には、種々の別あれども、大に分ちて個人的と、社會的との二種となすを得。先づ個人的義務は、自己の身體に對する義務を始とし、知識に對するものあり。德性に對するものあり。若し又、一家中の義務を擧ぐれば、親子間の義務あり、兄弟間の義務あり、夫婦間の義務あり、僕婢の家長に對する義務あり、親戚間相互の義務あり。是等の義務を全うするにあらざれば、人生の目的の本分を完うせる人と稱すべからず。

個人と社會的との關係

一國は一家の大なるものにして、社會は一人の集合に外ならざれば、個人的義務を推して、社會國家の義務を知るべし。且つ人にして個人的義務を全うするを得ば、社會的義務をも、自ら完うするを得べし。なんとなれば、親に對して、よく孝道を盡くし、兄弟に對して、よく友道を守る人は、他人を虐待し、

巻之五 梅坡會社藏版

尊長を蔑視する等のことあるべからざればなり。

課題

道德上の義務を生ずる所以　義務の由て起る本源

義務の種類　個人的と社會的との關係

第二十二課　社會的

社會的義務の種類

社會的義務の種類を擧ぐれば、朋友に對する義務あり、師長に對する義務あり、男女老少、貧富貴賤、相互の義務あり、又社會公衆一般に對する義務あり。若し國家の上に之を考ふれば、君主に對する義務あり、政府に對する義務あり、憲法に對する義務あ

社會國家の恩惠

り、外國に對して、自國の獨立を維持する義務あり。我等は、社會國家より受くる所の福利は、頗る大にして、社會を離れて一日も生存すること能はず、國家を失ひて、一日も安堵すること難し。故に其恩は、實に山より高く、海より深しと謂ひて可なり。果して然らば、之に對して盡くすべき義務あるは勿論なり。而して社會的義務に、消極的と積極的との二種あることを知らざるべからず。例へば、退きて他人を害せぬ樣に注意するは、消極的なり、進んで他人を利せんとするは、積極的なり。又己れの欲せざ

消極的義務

積極的義務

る所を、人に施す勿れとは消極的なり。己れの欲する所を、人に施せとは積極的なり。又吾人が國家に對して、よく其法令に服從するは、消極的なり。更に進んで國權を海外に擴張するが如きは、積極的なり。消極的は行ひ易く、積極的は行ひ難し。人を害せざるは易く、人を利するは難し。然れども、吾人の國家社會に對する義務は、決して消極的に止らずして、積極的に人を助け、社會を利し、國家を益すること、を爲さざるべからず。

課題

社會的義務の種類　國家社會より受くる所の福利

消極的義務の解　積極的義務の解

第六　德性篇

第二十三課　節制

德性の種類

個人的德性

社會的德性

吾人は、多少義務を履行すべき德性を有せざるはなし。而して德性に種々あり、古來の學者中、或は智、仁、勇の三德を立つるものあり、智慮、正義、勇氣、節制の四種を說くものあり、或は又之に從順、仁愛、誠實等の諸德を加ふるものあり。若し之を個人的と社會的とに別たば、節制、從順、勇氣、智慮は個人的に關

節制の解釋

し、仁愛、正義、誠實は社會的に關するなり。

先づ節制の德を考ふるに、是れ己れの慾を制して、身を節約するを云ふ。人には衣食の慾あり、酒色の慾あり財産の慾あり、名譽の慾あり。是等の慾は、人をして世間に活動せしむる原因となり、刺戟となるものなれば、人類社會の進歩に、必要なるは論を待たずと雖も、蓋し人の通弊として、既に其適度を超過すとも、猶ほ飽くことを知らず、其結果一身の建全を害し、生命を損し、産を破り、家を失ひ、遂に國家をして、衰滅に歸せしむるに至る。斯くして、國民、

國勢不振の原因

皆體慾情慾の奴隷となるに至らば、社會の文明も、國家の繁榮も、何れの處にか之を見ん。方今世界中、國勢の振はずして、既に他國に滅ぼされ、又將に滅びんとする國々は、皆其人民節制の德を缺けるより生ずるが如し。故に一身を修め、一家を齊へ、一國を興さんと欲するものは、先づ節制の德を養成することを勉むべし。

課題

德性の種類　個人的德性　社會的德性　節制の解釋

人の通弊　國勢不振の原因　節制の德を養成

第二十四課　從順

從順の解釋

從順とは、命令に從ひ、規則を守り、猥りに他人に對して、抗爭せざる德を云ふ。是れ和合の本にして、又團結の基なり。一家の和合は、夫婦兄弟互に從順の德を守るにあり。一國の團結も亦然り。殊に幼年の兒童は、未だ獨立の見識を有せざるものなれば、專ら從順の德を養ひ、父母若くは師長の命令に服從するを要するなり。

幼童の從順

軍人の從順

又軍人は、上官の命令、及び軍律軍法に從順なるにあらざれば、必ず敵と戰ひて勝

を制することと難かるべし。故に軍人教育は、專ら服從の習慣を養成するなり。

恭謙禮讓の德

從順の德に連帶して、恭謙禮讓の德あり。是れ又社會の平和を保つに、最も肝要なる德なり。若し人皆高慢不遜なるときは、其結局、每日鬪爭を事とせざるを得ざるに至り、恰も禽獸に均しき觀を呈せんのみ。要するに、世の文野の別は、禮讓を重んずると重んぜざるとにあり。

高慢不遜の弊

又從順の一種として、溫良の德あり。人に對して猥りに忿怒せず、常に溫顏を以て之に接するは、即ち

溫良の德

柔弱の弊

勇氣の德

温良の美德なり。是れ大度宏量の人にあらざれば、爲す能はざる所なり。

從順の德は、實に稱すべしと雖も、動もすれば其度を失して、柔弱に流れ、唯命是れ從ふを事とし、無氣力無精神に傾き、無主義無節操に陷ることあり。是れ大に戒めざるべからず。而して、此弊を防ぐには、勇氣の德を養ふに如かざるなり。又、上へ對して、極めて從順なるもの、往々下へ對して、苛酷なるものあり。是れ又、人情の弊なれば、改めざるべからず。

課題

從順の解釋　幼年兒童の從順　軍人教育の主義　卷

謙禮謙の德　高慢不遜の弊　温良の德　柔弱の弊

第二十五課　勇氣

勇氣の解釋

勇德の種類

勇氣の德は、苦痛、難に對して、畏縮せず、若くは、百難を排し、千苦を侵して、進行すべき性質を云ふ。例へば忍耐力勉強力の如きは、勇德の一種なり。人の事を處するに當り、よく決斷し得るも勇氣なり。戰に臨みて敵を恐れず、大軍を怖れず、死を懼れざるも勇氣なり。忠臣義士が、其節を屈せず、其義を守るも勇氣なり。獨立の精神に富めるも勇氣なり。憤然

抑制すべき勇氣

志を立つるも勇氣なり。大に怒りて天下を定むるも勇氣なり。精神一到も勇氣なり。剛毅の德、義俠の心、豪傑の氣風も、亦皆勇氣の德に關するものなり。又克己作用の如きも、勇氣の一種なるべし。故に道德上、勇氣の德は、其應用最も大にして、頗る重要なりと知るべし。

勇氣の德中にも、利あるものあり、害あるものあり、奬勵すべきものあり、抑制すべきものあり。例へば血氣の勇の如き、匹夫の勇の如き、好んで險難を冒すが如き、徒らに虛威を示すが如き、其他、人を虐待し、或は恐嚇し、若くは粗暴の擧動をなすが如きは、抑制すべき勇氣なれば、大に愼まざるべからず。擧竟するに、是等は禽獸の勇、野蠻の勇にして、教育なく知識をきものの有する所の勇氣なり。故に此弊を防ぐには、智即ち智慮の德を養はざるべからず。

課題

勇氣の解釋　勇德の種類　勇氣中の害あるもの及び抑制すべきもの　勇氣の弊を防ぐ方法

第二十六課　智慮

智慮の解釋

吾人が、一事業を成就するに、輕躁粗忽の能くする

智慮の必要

所にあらず、必ず多少の智慮を要す。智慮とは、智力道理によりて事の利害得失を深思熟考するを云ふ。

世の所謂政治家も、實業家も、軍人も、商賈も、皆其位置、其業務に相應する智慮を待つにあらざれば、其目的を達し難し。例へば人の事に當りて謹慎を加へ、周密を盡くし、注意を促し、油斷を戒むるが如きは、皆智慮の德を要せざるはなし。

事の成否と智慮との關係

凡そ事の失敗は、多く智慮の足らざるによりて生ず。若し深思熟考して間接及び永遠の利害得失を

智慮に過ぐる弊

計り、徐々として著手するに於ては、何事か成らざるの理あらんや。是に由て之を觀るに、大事業を成さんとするものにありては、一層深遠の智慮を要するは明かなり。而して之を養ふ方法は、學問教育によりて、其知識を練磨し、其思想を發達せしめざるべからず。

智慮と勇氣と

然るに、又餘り智慮に過ぐるも不可なり。其弊や決心斷行の力を減じ、機を見て之に乘ずること能はず、依違猶豫して決せざる間に、遂に機會を失ひ後悔ゆとも及ばざるに至るべし。若し其弊を防が

の關係

位置職業と智慮勇氣との關係

んと欲せば勇氣の德を養成せざるべからず。勇氣の弊は、智慮によりて之を正し、智慮の弊は、勇氣によりて之を除き、二者相助くるを要するなり。

社會萬般の事は、何れも智慮と勇氣との二者相待つを要すれども、位置其職業に應じて、智慮を要すること多きものと、勇氣を要すること多きものとの別あり。例へば軍人の如きは、多く勇氣を養ふを要し、學者の如きは、多く智慮を養ふを要す。唯注意すべきは、二者の極端に偏せざるを戒むるにあり。

課題

事業をなすに智慮を要する所以　智慮の解　政治家

實業家等の智慮　事の失敗　智慮に過ぐるの弊

位置職業と智慮勇氣との關係

第二十七課　仁愛

仁慈博愛の德

仁慈博愛は、社會に對する德中、最も大なるものにして、哀憐、慈惠、施恩、救助等は、皆此德より起る。親子兄弟、夫婦の間、互に相愛するは、一家和合の基にして、朋友の間、君臣の間、國民の間、互に相愛し相親むは、一國團結の基なり。

兩情の德

仁愛の德に附帶して、我等人民は、一般に同情の德

慈善事業の本心

を有す。同情とは、他人の苦樂を見て、之れと同樣の感情を、己れに起すを云ふ。是に於て、人と人との間に、苦樂の平均するに至る。換言すれば、一人の苦は、衆人之を分ち、一人の樂は、亦衆人之を分つものをり。蓋し、人間に、此情あるは、其社交的動物なる所以にして、又、社會の結合の生じたる所以なり。

人は、他人と利害を共にするは、社會の結合をなすに、最も要する所の事情にして、人に生來仁愛、或は同情の德あるは、全く此必要あるによる。例へば慈善事業の如きは、他人と苦樂利害を共にする至情

慈善事業の種類

より出でたるものなれば、我等は之を人生の一大美事として、奬勵せざるべからず。

慈善事業中、學校を起し、病院を設くるが如きは、其最も大にして、且つ益あるものなれば、世間の有力者は、進んで之を爲さざるべからず。圖書館を建て、養育院を置くが如きも、また固より有益の慈善事業なれば、之を奬勵して可なり。博く愛する之を仁といひ、行うて之を宜しくするを義と云ふは、これ仁と義とは、相待ちて用をなすものとす。

課題

仁慈博愛の德　同情の德　苦樂の平均　慈善事業の一大美事　慈善事業の種類

第二十八課　正義

正義の解釋

義と相待ちて行ふべき德の貴重すべきものは、正義の德なり。其德たるや、自己の生命財産名譽等を保護すると同時に、他人の生命財産名譽等を損害せざるを云ふ。若し之に反して、他人に損害を加ふる場合には、之を不正義なりとす。蓋し正義の思想は、人々に天より賦與せられたる平等の權利ありて、本來各自由獨立せるものなりとの說に本づき

正義の思想

自重の解

て起り、他人の自由を妨げぬ限りに於て、己れに自由の權利あることを認むるによる。故に之に連帶して、自重自治獨立の德あり。

自重と自慢との別

自重とは、己れを重んずるの義にして、自己を尊重するを云ふ。自己を尊重するは、自負自慢に似たれども、自重と自慢とは、決して同じからず。自重は人の人たる貴重の性質に就きて、之を尊重するより起り、決して自己の私情より發するものにあらず。故に自重の心あるものは、卑劣卑怯に陷ることなく、虛名を好み甘言を喜ぶが如きことなく、却て此

自治の精神獨立の思想

等の諸念を克制することを得べし。其他、潔白、清淨、廉耻、公平等の諸德は、皆自重心に本づかざるはなし。

人に自重心あるときは、必ず自治の精神、獨立の思想あるべし。例へば獨力よく自己の生存を保ち、猥りに他人に依賴せざるが如きは、即ち自治獨立の精神なり。人の立志奮發等は、皆此精神の發揮するによる。又、己れの節操を守りて、動かざるも、此自重心の存するによる。

課題

正義の解釋　不正義の解　正義の思想　自重の解

自重と自慢との別　自治の精神及び獨立の思想

第二十九課　誠實

誠實の解釋

社會にありて、廣く人に接するには、誠實の德を守らざるべからず。誠實とは、眞實、正直、信用、守約等を云ふ、之に反するものは、虛言、妄語、詐僞、違約、誣罪等なり。

信用は百業の基

何事も誠實を本として之を行はば、決して成らざることなし。我等の世に容れられ、人に用ひらるるは、全く誠實の德を守るによる。殊に商業家は、信用

偽造の不利

を重んずるを以て、第一とせざるべからず。製造工業も亦然り。故に信用は、百業の基と謂ひて可なり。世に贋物偽造を以て、自ら利するものあり。是れ一時己れに利あるが如くなれども、其一事の爲に、永く世間の信用を失ふに於ては、大なる損害ありと云はざるべからず。

虚言

虚言を吐きて、人を欺くは、法律必ずしも、之を罰せざれども、道德上の罪人なり。若し、人一たび虚言を以て、人を欺かば、再び眞實を述ぶるとも信ずるものなきに至らん。或は又、人と相約して、其言を履ま

誠實と勇氣との關係

誣罪

ざるも、亦虚言の一種なり。是れ皆慎まざるべからず。

虚言中、其罪最も重きは、人の名譽を害し、罪を誣ふることなり。此の如きは道德上之を罪するのみならず、國法の許さざる所なり。

凡そ誠實を守る人は、自然に勇氣を生じ、事に臨みて恐るることなし。之に反して、不誠實の者は、自然に恐怖を起すを以て、居常安心を得ること難し。殊に、國家社會の一致團結は、人民の誠實に依らざれば致すべからず。故に誠實の德は、吾人の一身、及び

一國に對して守らざるを得ざる所なり。

課題

誠實の解釋　信用は百業の基　贋物僞造の不利

虛言及び誣罪　誠實と勇氣との關係

第三十課　崇敬

個人及び社會に對する諸德の外に、宗教上にては、神に對する一德を加ふ。其德は、信仰若くは崇敬なり。然れども、崇敬の德たるや、必ずしも宗教に限るべきにあらず、之を社會的德性の一種として、ずべて尊長に對する德義と解して可なり。或は學生が

神に對する德

尊長に對する

德義

教師に對し、或は年少者が長者に對し、或は卑賤が尊貴に對し、或は臣下が君上に對する德は、崇敬を肝要とす。若し之を一家の上に考ふるも、子が親に對し、弟妹が兄姉に對し、僕婢が家主に對するも、又皆崇敬を本とせざるべからず。蓋し崇敬は、社會國家の秩序安寧を保つに缺くべからざる德なり。

崇敬と社會國家との關係

我國の敬神

我等日本國民は、皇室及び皇室の祖先に對して、崇敬の德を致さざるを得ざる義務を有す。而して之に對して、崇敬の意を表するは、恰も神を崇敬するが如く、正心誠意を以て行ふを要す。是れ即ち我國

正心誠意

の敬神なり。其所謂神は、皇室の祖先若くは盡忠殉國の士なり。故に其諸神に對して、崇敬を盡くすは、我等の義務なること明かなり。

すべて社會の儀式禮法は、皆崇敬の意を以て行はざるべからず。而して崇敬には、必ず誠實、謹慎、嚴肅信仰の相加はるを要す。唯、形式上の坐作、進退のみ、崇敬の風を示すとも、其心之に反するときは、却て不敬となる。故に崇敬は、必ず正心誠意より發せざるべからず、

課題

神に對する德　尊長に對する德義　崇敬の德と社會國家との關係　我國の敬神の意　崇敬は必ず正心誠意より發せざるべからず

道德律の解釋

第七　規律篇

第三十一課　法律的

規律に種々ある中、倫理的規律、即ち道德律とは、良心の命令に本づきたるものにして、良心が當に爲すべしと命ずるものは、之を奬勵し、良心がなすべからずと命ずるものは、之を禁止する規則を云ふ。吾人若し此規則に從ひ、或は違ふときは、如何なる

道德の賞罰法

賞罰あるかは、實に道德律の實行に關する一問題なり。之を道德の賞罰法と云ふ。其方法は、人の苦を厭ひ樂を好む自然の天性に本づき、苦痛を以て惡行を懲らし、快樂を以て善行を奬むるに外ならず。

內外二種の制裁

道德の賞罰は、要するに、內外二種の制裁より成る。內部の制裁は良心及び諸心理作用より生ずるものなれば、之を心理的賞罰と云ふ。外部の制裁は法律的、社會的、自然的の三種より成る。先づ法律的賞罰は、政治上の賞罰にして、道德に特有なるものにあらずと雖も、二者の關係の密接なるより、道德的賞罰の一部分は、國家の法律を以て、制裁するに至る。

政治上の賞罰

政治上の賞罰は、主として刑法の如き、罰法を設けて、懲戒するにありて、賞典を與へて、奬勵する例は、極めて少なし。然るに、今之を我國の例に照すも、往往忠臣孝子に官祿を賜はり、慈善家に賞典を與ふる等の事あり。然れども、此方法のみにては、道德賞罰の目的を達すること難ければ、必ず社會的賞罰及び自然的賞罰ありて、之に伴はざるを得ず。

課題

道德律の解釋　道德賞罰の方法　内外二種の制裁
法律的賞罰は道德に特有をるものにあらず　政治上の賞罰の方法

第三十二課　社會的

社會的賞罰の解釋及び方法

道德の賞罰法は、主として社會的賞罰を用ふ。其賞罰は、大に政治上の賞罰と異なりて、外より刑法の如きものを以て、制裁するにあらず、唯社會の輿論上の制裁に一任するのみ。例へば善行をなすものあれば、一村一鄕皆其行を稱賞し、其德を敬慕し、隨て其人の名譽と信用と、共に世に行はるるは、即ち

社會上の賞法なり。之に反して、惡行をなすものあらば、世間皆之を憎み、之を遠け、共に交らざるに至るは、即ち社會上の罰法なり。

死後の賞罰

人の壽命は、一代五十年前後に過ぎざれども、社會は、未來千萬年に永續するものなれば、一代の間に爲したる善行、若くは惡行は、死後永く社會の賞罰を被り、善人は芳名を百世に傳へ、惡人は醜名を千歲に留むるは、社會が與ふる所の死後の賞罰と謂ふべし。古來忠臣義士にして、其一世の間、社會に容れられざるものあり、又亂臣賊子にして、却て世の

榮華を極めたるものあれども、後世子孫に至りて、始めて其非なるを知り、忠臣義士は永く之を祭祀し、亂臣賊子は、永く之を擯斥するが如き例あるは、皆人の知る所なり。故に社會は、善を賞し、惡を罰することは、決して疑ふべからず。

社會の賞罰は、其身に苦樂を感ぜざるが如くなれども、己れの惡は、輿論の認むる所となり、世に容れられず、人に遠けらるるが如きは、皆人の苦痛とする所なり。其苦痛は、却て法律上の刑罰より、尚ほ堪へ難きことあり。若し己れ一代は、幸に輿論の許す

會社の賞罰と苦樂との關係

所となりて、社會より擯斥せらるることをしとも、死後百世の賞罰あることを知らば、其心に多少の苦痛を引き起すを免れず。之に反して、己れに善を啓れば、社會の賞罰によりて、一層の滿足快樂を感ずるなり。

課題

社會的賞罰の解釋　社會上の賞法と罰法　死後の賞罰　社會の賞罰と苦樂との關係

第三十三課　自然的

社會の賞罰の外に、更に、萬有自然の規則が、吾人を

自然的賞罰の

解釋

賞罰すること、あり。之を自然的賞罰と云ふ。吾人の身體は自然界に存在して、自然の規則に從ふものなり、其生るるも自然なり、其死するも自然なり、其健康も、其病患も、皆自然の規則によらざるは莫し。而して生と健康とは、人情の欲する所にして、死と病患とは、人情の厭ふ所なり。然るに、人にして其身修らず、其行正しからず、酒色に耽り、遊惰を事とするときは、忽ち身體を損し、病患を發し、壽命を短縮するに至る。若し之に反して、品行端正なるときは、身體健全を得て、壽命長久なるを得、是れ自然が、吾

品行と健康との關係

自然賞罰の影響

人を賞罰すと謂ひて可なり。

自己の不品行によりて、其身に病毒を發したるものは、己れ一人其苦を受くるのみならず、其餘毒は、子孫に遺傳して、永く苦むに至る。若し之に反して、德行家は、其身一代のみならず、子孫まで健全なるを得、是れ自然の賞罰が、死後百世に傳はる所以を知るに足る。

若し一國一社會にありて、多數の人民、皆不品行不節制にして、身體の健全を失ふときは、其結果を、國家の上に示し、一國の衰滅を招ぐに至る。果して然

國民の品行と國家の獨立との關係

らば、自然の賞罰は、死後百世のみならず、國家の獨立如何に及ぼすを知るべし。是れ深く猛省せざるべからざる所なり。

課題

自然的賞罰の解釋　品行と健康との關係　病妻の害
國民の品行と國家の獨立との關係

第三十四課　心理的

良心の賞罰の解釋

次に、内部の制裁を考ふるに、其第一は良心の賞罰なり。良心の賞罰とは、吾人若し惡行をなせば、必ず良心の内に責むるありて、自ら苦痛を感じ、若し善行をなせば、必ず良心の滿足を表して快樂を感ずるを云ふ。

良心の賞罰の嚴肅

人の善行も惡行も、世間往々之を知らざることあり。故に法律的及び社會的賞罰の如きは、未だ善惡を懲戒するに足らず。然るに、己れの爲したる德行は、寸善尺惡と雖も、必ず其心中に記憶して、永く忘れざるものなれば、良心が内より之を認めて、或は己れを苦しめ、或は己れを喜ばしむるものなり。是を以て、社會の賞罰は、免かるることありとも、良心の賞罰は、遁るること能はざるなり。

善惡の習慣

人一たび惡事を爲せば、必ず再び之を重ぬるに至り、再三之を重ぬれば、遂に一種の習慣を養ひ、到底惡心を制すること能はざるに至る。之に反して、善行を修むれば、善をなすの習慣を來し、遂に善人を以て終るに至る。例へば一たび惡念を起して、竊盜をなし、幸に法網を遁るることを得たりとも、其後又、盜心の起るありて、自ら禁ずる能はず、再三之を行ひ、遂に人目に觸れ、法網に罹りて、苦役に服するのみならず、惡名を千歲に流すに至るの類是なり。此の如く、一たび惡を犯せば法網に罹る迄、再三重ねざるを得ざるに至るは、習慣性の然らしむる所なりと雖も、心理的賞罰の一種に加へて可なり。蓋し古語に、「天網恢々疎にして漏らさず」とは、之を謂ふなり。

古語一則

倫理學の須要

課題

良心の賞罰の解釋　良心の賞罰は遁れ難し　善惡の習慣　古語一則

第三十五課　歸結

人の初めて生るるや、殆んど可もなく不可もなく、漸く長ずるに從ひ、教育經驗を累ね、以て人の人た

る特性を開くことを得、即ち良心の開發是なり。斯くして、吾人は良心の命令に從ひて、人生の目的を完うするを得べし、其理を講究するもの、之を倫理學とな す。故に倫理學は、人生一日も缺くべからざる學科なり。

理論と應用との兩面

倫理の理論は、古今東西に通じて、二途なけれども、其應用は、時と國とによりて異同あり。故に吾人の倫理を講究するは、理論と應用との兩面によらざるべからず。理論を講究し了れば、如何にして、之を一國一社會の上に、應用すべきかを考へ、應用を講究し了れば、如何なる原理に本づくかを考へざるべからず。然り而して、其理論も應用も、共に實行を本とすることを知るを要す。若し倫理を學びて、之を實行せざるは、恰も食物を調理して、之を食せず、遂に腐敗に歸せしむるが如し。

皇室爲本の國　忠孝爲本の道

倫理を學びて、之を實行せんと欲せば、我等は日本國民にして、日本特殊の道德を守るべきことを忘るべからず。我國は、皇室爲本の國にして、我國は、忠孝爲本の道なり。故に我等は、一切の道德は、皆忠孝を基礎として、成立するものと信じ、家を愛するも、

我國民の義務及び覺悟

社會を愛するも、國家を愛するも、皆君父の爲、忠孝の爲と心得、農業を興し、工業を進め、海外と通商し、外國と交際し、租稅を納め、兵役に服し、議員を選び、國事を議する等、皆忠孝の精神を以て、之に從事せざるべからず。斯くして、萬國に卓絶せる、一系連綿の國體を維持して、天壤無窮に傳ふるは、實に我等國民の義務なり。今や東洋漸く多事、列強四隣に逼り、商業にまれ、工業にまれ、學術、政治、教育、宗教等、皆彼れと競爭して、勝を占むるにあらざれば、國家の獨立を必保し難し。是に於て、我等は國家と生死を共にする決心を以て、鞠躬盡瘁せざるべからず、蓋し我國の倫理教育の目的は國民をして此心地に到らしむるに外ならず

課題

倫理學は人生一日も缺くべからざる所以との兩面　倫理はすべて實行を本とす

國　忠孝爲本の道　我等國民の決心

理論と應用

皇室爲本の

中等修身書卷之五終

明治三十一年十二月九日印刷
明治三十一年十二月十二日發行
明治三十四年十月五日修正再版印刷
明治三十五年三月八日修正再版發行
明治三十五年三月九日修正三版印刷
明治三十五年三月十二日修正三版發行

編者　井上圓了

發行兼印刷者　東京市日本橋區通旅籠町十一番地　株式會社集英堂

代表者　東京市日本橋區通旅籠町十一番地　右社長　小林八郎

印刷所　東京市神田區押原河岸十二番地　株式會社集英堂活版所

中等修身書全五冊

定價	
卷之一	金壱拾五錢
卷之二	金壱拾五錢
卷之三	金壱拾五錢
卷之四	金壱拾五錢
卷之五	金壱拾五錢

著作權所有